

令和7年度 就学援助費・特別支援教育就学奨励費のお知らせ (申請は毎年必要となります。昨年度に認定を受けた方も改めて申請をお願いします。)

青梅市教育委員会

青梅市では、市内に居住し、小・中学校に通学するお子様がいらっしゃる御家庭で、経済的な理由で教育費の支出が困難な場合、教育費の一部援助を行っています。

また、特別支援学級（固定）に通学しているお子様がいらっしゃる御家庭に対しても、国の特別支援教育就学奨励費補助金にもとづき教育費の一部を援助しています。

※特別支援学校に在籍する方については、在籍校へお問い合わせください。

1 援助を受けられる方

同居する家族全員の前年中（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の総所得（所得控除後の金額）の合計額が基準額を下回る方。（基準額は下記参照）

※災害その他特別な事情により、前年に比べ直近の所得が大きく減少した場合は、減少後の直近の所得で審査を行う申立てができます。詳しくは教育委員会へ御相談ください。

認定基準		※給与所得の場合の目安			
世帯人数	家族構成 (令和6年12月31日時点の御年齢)	就学援助		特別支援奨励費	
		持ち家	家賃5万円の場合	持ち家	家賃5万円の場合
1人	親(40歳)、子(9歳)	約165万円	約225万円	約399万円	約549万円
2人	親(40歳)、子(4歳、9歳)	約203万円	約263万円	約493万円	約643万円
3人	親(35歳、40歳)、子(9歳)	約219万円	約279万円	約533万円	約683万円
4人	親(35歳、40歳)子(4歳、9歳、)	約245万円	約305万円	約618万円	約768万円
5人	親(35歳、40歳)、子(9歳、11歳、14歳)	約317万円	約377万円	約833万円	約983万円

※ 所得とは、給与所得の方は源泉徴収票の給与所得控除後の金額を、確定申告をされた方は総収入額から必要経費を引いた金額です。

※ 上記の基準はあくまで目安であり、家族構成、年齢、家賃等により基準額は異なります。

※ 認定基準に該当するかどうか、電話や窓口で事前に回答することはできませんので御了承ください。

2 申請手続き

提出先 学校 または 青梅市教育委員会学務課（市役所3階）

※ 教育委員会学務課の窓口受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

※ 郵送による提出の場合は、教育委員会学務課宛てに送付してください。

提出期限 令和7年4月30日（水）

※ 期限後も受付を行いますが、支給できなくなる費目（新入学特別扶助費など）がありますので、申請忘れのないよう十分御注意ください。

提出時の注意点 (提出前に必ずお読みください)

- ・兄弟姉妹がいる場合、申請書は世帯で1枚御記入ください。
- ・申請は毎年必要です。昨年度認定されていて、本年度も援助を希望される方は必ず申請してください。
- ・入学前に特別扶助費が認定された方も再度申請が必要です。
- ・就学援助と特別支援教育就学奨励費両方に該当する場合は、申請書を1枚のみ提出してください。ただし、他校へ通級している場合の通学費の申請書は別途申請が必要です。詳しくは、教育委員会学務課または通級先の学校にお問い合わせください。
- ・審査の際に所得調査をします。世帯の中に未申告の方がいる場合は、審査保留となります。所得申告がお済みでない方は市役所課税課で所得の申告をしてください。
- ・教育委員会が指定する期日までに所得申告がない場合や必要書類の提出がない場合や申請内容に虚偽があった場合は、不認定となることがあります。

3 必要書類

申請における必要書類

(1) 申請書

- ・必要事項を記入し、提出してください。
- ・内容確認のお電話をする場合がありますので、日中連絡可能な電話番号を必ず記入してください。
- ・振込先口座は、原則、申請者と同一名義の口座を記入してください。
※児童生徒名義の口座は不可です。

(2) 家賃の金額を確認できる書類のコピー（※持ち家の方は不要です）

- ・家賃の月額、契約者、契約期間がわかるもの

【例】● 賃貸借契約書

※契約期間が申請時点で切れている場合は、更新契約書が必要です。

※別世帯の方が契約者であるが、実際に居住している方が家賃を支払っている場合には、家賃の振込明細が確認できるものも必要です。

- 令和7年度公営住宅の使用料決定通知等
- 家賃支払証明書

※契約書を交わさず個人に家賃を支払っている方は、貸主に作成してもらってください。

「家賃支払証明書」の書式はホームページからダウンロードできます。

- ・住宅ローン、共益費、駐車場代は家賃として算定しません。
- ・家賃証明の添付がなくても申請できますが、その場合、審査は「持ち家」の基準で算定されます。

令和7年1月2日以降に青梅市に転入された方の必要書類

上記(1)(2)に加え、次のいずれかの提出が必要です（該当する証明書等については、提出期限後も受け付けますが、上記(1)の申請書は提出期限までに必ず提出してください。）。

証明等がなくても申請は先に受付けます。

(1) 世帯全員分の令和7年度（令和6年分）の住民税の「(非)課税証明書」

(2) 「個人番号（マイナンバー）利用に関する同意書」（学務課窓口にて取得）

個人番号を利用して、令和7年1月1日時点でお住まいの自治体に課税情報を確認させていただきます。個人番号の確認のため、次の①または②の書類を窓口にて御提示ください。

- ① 個人番号カード
- ② 個人番号確認書類（通知カード、個人番号記載の住民票等）と本人確認書類（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等）の2点

4 申請後の流れ

結果通知

- ・4～6月の申請者…7月上旬頃に審査結果の通知を発送します。
- ・7月以降の申請者…申請日から概ね2週間程度で審査結果の通知を発送します。

支給時期・ほか

- ・援助費は学期ごとにまとめて支給します（詳細については、「5 援助の内容・金額」を御参照ください。）。
- ・教材費等の納付が免除されるものではありません。
（納付金額、期限、方法等については、各在籍校に御確認ください。）
- ・援助の対象となる費目の中で未納金がある場合は、当該金銭を受けるべき者への支払いをもって、保護者への支給に代える場合があります。
- ・同居の御家族の変更や転居等、申請内容に変更が生じた場合は、教育委員会学務課へ届け出てください。修正の申請がない場合、受給資格を取り消すことがあります。

5 援助の内容・金額

認定された場合、以下の費目を保護者口座に振り込みます。

就学援助						
費 目		支 給 額				支 給 予定日
		小学 1 年	小学 2～6 年	中学 1 年	中学 2、3 年	
学用品費	一学期	4,230 円	5,060 円	8,270 円	9,090 円	9 月下旬
	二学期	4,230 円	5,060 円	8,270 円	9,090 円	2 月下旬
	三学期	3,170 円	3,780 円	6,190 円	6,820 円	4 月下旬
	合 計	11,630 円	13,900 円	22,730 円	25,000 円	—
特 別 扶 助 費 (4月認定者のみ)		57,060 円 (入学前に受給して いない児童)	—	63,000 円 (小学 6 年時に受給 していない生徒)	—	9 月下旬
特 別 扶 助 費		—	63,000 円 小学 6 年のみ	—		3 月中旬
給 食 費		実 費				実施学期 により、 学用品費 と同日
移 動 教 室						
校 外 活 動 費						
修 学 旅 行 費						
修学旅行支度金		—		—	7,700 円	

*学用品費…途中認定または転出された方は月割りで計算した額になります。

*特別扶助費…入学前に支給された金額から変更があった場合、差額を支給します。

*生活保護受給中の方…中学 3 年生の修学旅行費のみ該当します。

*通 学 費…特別支援学級で通学費の支給を希望する方は、「通学届」を学校に提出してください。
別に定めた基準から算出した額を支給します。

※審査の結果、認定基準を超える場合も支給されます。

※通学に要した交通費の領収書・定期券等は学校に提示してください。

特別支援教育就学奨励費

*学用品費・校外活動費・修学旅行費・修学旅行支度金・特別扶助費

…上記就学援助の約半額（小学 6 年に対する特別扶助費の支給はありません。）

*移動教室・宿泊を伴う校外活動は支給対象外です。

*通学費…別に定めた基準から算出した額を支給します。

6 問合せ先および郵送送付先

〒198-8701 青梅市東青梅 1 丁目 11 番地の 1

青梅市教育委員会学務課学務係（市役所 3 階）

電話番号 0428-22-1111（内線 2363）

申請書記入例

- ◆ 黒のボールペンで記入してください（消えるボールペン、鉛筆使用不可）。
- ◆ 訂正は二重線で抹消してください（訂正印不要）。
- ◆ 修正液・修正テープは使用不可です。

令和7年度

就学援助費・特別支援教育就学奨励費 受給申請書
(兼 口座振替依頼書・委任状)

青 梅 市 長 殿
青梅市教育委員会 殿
青梅市会計管理者 殿

☐ 郵送

受付印

就学援助・特別支援教育就学奨励費を受けたいので、必要書類を添えて申請します。
なお、青梅市教育委員会が認定事務のため、私の同居の家族の前年分所得について税務資料（課税台帳等）の調査を行うことおよび生活保護受給に関する情報の取得を承認します。
就学援助費および特別支援教育就学奨励費を下記の口座に振替ます。
また、青梅市から受ける就学援助費および特別支援教育就学奨励費の申請書は、児童生徒の就学先の校長および市長に委任します。

◆ 原則、申請者と同一名義の口座を記入して下さい。

※ 一部ネット銀行や地方銀行（支店）は使用できない場合があります。

申請年月日 令和 7 年 4 月 15 日 ※送付先

申請者（保護者）

住 所	青梅市 東青梅1丁目1番地の1
フリガナ 氏 名	オウメ タロウ 青 梅 太 郎
電話番号	0428- 88 - 8808
携帯電話等日中の連絡先	090-8888-8880

振込希望口座

金融機関名	☒ 銀行・農協 信金・信組	支店名	青梅支 店
口座名義 (カタカナ)	オウメ タロウ		
口座 番 号	9 9 9 9 9 9 9	口座 種 別	普通

該当児童・生徒（就学援助・特別支援教育）

◆ 通級指導学級は「無」となります。

学 校 名 (青梅市立)	学年	組	氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	住 所	勤 務 先 ・ 学 校 名	処 理 欄
第〇小	1	1	オウメ イチロウ 青 梅 一 郎	子 男・女	〇・〇・〇	有・無	〇・〇・〇	有・無	入 力 認 認 区 分
第〇小	5	2	オウメ ウメコ 青 梅 梅 子	子 男・女	〇・〇・〇	有・無	〇・〇・〇	有・無	入 力 認 認 区 分
第〇小	2	F	オウメ タケコ 青 梅 竹 子	子 男・女	〇・〇・〇	有・無	〇・〇・〇	有・無	入 力 認 認 区 分
第〇小									入 力 認 認 区 分
第〇小									入 力 認 認 区 分

◆ 令和7年1月2日以降に青梅市に
転入した方
1月1日現在お住まいだった市区町村を
御記入ください。

◆ 家賃額を記入してください。

住宅ローン・共益費・管理費・駐車場料
金は含まない額 契約書・家賃証明等（契
約者名・物件名・家賃・契約期間明記）を
添付すれば家賃の認定ができます。

氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	住 所	勤 務 先 ・ 学 校 名
1 青梅 太郎	本人	〇・〇・〇	43	青梅市内	〇〇株式会社
2 青梅 松子	妻	〇・〇・〇	38	青梅市内	〇〇スーパー
4 青梅 はな	子	〇・〇・〇	4	青梅市内	〇〇高校
5 青梅 うめよ	義母	〇・〇・〇	68	青梅市内	なし
6				青梅市内	

◆ 令和6年12月31日現在の年齢

2 賃 貸
家賃（月額）
共益費・駐車場は除く
55,000 円
※賃貸契約書等の写しを添付し
てください。

<教育委員会処理欄>
算定額 〇 円
「証明書添付なし」
上 限
☐ 6人まで 837,600 円
☐ 7人以上 1,005,600 円

◆ 欄が足りない場合は、申請書をもう一枚用意し、「同居の家族」欄のみ
続きをご記入の上、一枚目の申請書と合わせて
提出してください。

裏面もありますので記入をお願いします
（記入例は省略）。